

犯罪被害給付制度の御案内

この制度は

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な負傷又は疾病を受けた被害者及び障害が残ることとなった被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一定の給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

給付金には

- 遺族給付金…亡くなった場合
 - 障害給付金…障害が残った場合
 - 重傷病給付金…重大な負傷または疾病にかかった場合（療養期間が1か月を超え、かつ、一定の要件を満たす場合）
- の3種類があり、いずれも一時金として支払われるものです。

※ 犯罪による被害でも、

- 親族間犯罪や被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。
- 労災保険などの公的補償を受ける場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金とが調整されます。

等の制限が定められているほか、申請できる期間が定められておりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

千葉県警察本部犯罪被害者支援室

(代表) 043-201-0110

【内線2702】

又は、成田国際空港警察署警務課

(代表) 0476-32-0110